22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数

(1)	į	/I T I 2/						
		起		訴		事		件
区	分	前年からの本	年の起	起訴件数の	左	の	内	訳
		数起	訴 件 数 6	合 計	有 罪	無 罪	公訴権消滅	未 決
		件	件	件	件	件	件	件
申告所得	:税	×	×	3	3	_	_	_
法 人	税	3	×	×	3	-	_	×
その	他	-	×	×	_	_	_	×
合 :	計	×	×	9	6	_	_	3

調査期間 平成16年1月1日から平成16年12月31日

(注) 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 有罪に係る人員及び金額

(4) H	3510 DV 377			
区分	懲役刑を科せら	罰		金
	れたものの人員	人	員	金額
	人	内	人(社)	千円
申告所得税	3	×	3	23,000
法 人 税	3	×	3	61,000
その他	_	_	_	_
合 計	6	4	6	84, 000

調査期間 平成16年1月1日から平成16年12月31日

- (注) 1 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 - 2 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(3) 犯則者違反行為別件数

(0)	70	>/1 L		11300	3/3/3/11/2/2											
	申	告	所	得	税		Ý.	去		人	税		そ		の	他
該当	条項		件		数	該	当条	項	1	件		数	該当条項	1	牛	数
		外			件				外			件		外		件
第 2	38条			-	3	第	159	条		_		×	ほ脱犯規定	-	_	_
第 2	44条			-	_	第	164	条		×		_	両罰規定	<u> </u>	_	_
合	計			-	3	合		計		×		×	合 함	-	_	-

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数」の「有罪件数」欄の内書を示したものである。
 - 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 - 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

					税		揮	発	油	税					
犯し	則 者 :	が判しも	明の		計		ほ脱犯	秩	序犯	計	地	方	道	路	税
外			件	外		15	: 件	:	件	件					件
	-		_	_		_	_		-	_					-
	-		-	_		_	_		-	-					-
	-		-	_		_	_		-	-					-
	-		-	_		_	_		-	-					-
	-		-	_		_	_		-	-					-
	-		_	_		_	_		-	_					-
	-		-	_		_	_		-	-					-
	-		_	_		_	_		-	_					-
	-		_	_		_	_		-	_					-
	-		-	_		_	_		-	-					-
	-		-	_		_	_		-	-					-
	-		-	_		_	_		-	_					_

たりない	ば 秩 序 3		た ば り 税	取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発	合	計
ほ脱犯		2 計				燃料祝	促進税		
件	4	中 件	件	件	件	件	件	外	件
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	-	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

用語の説明 1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付 すべき旨を通告したものをいう。

- すべき旨を通告したものをいう。 2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知し たものをいう。
- 3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通知処分又 は告発を行わなかったものをいう。
- 4 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。

(2) 通告処分及び履行状況

			酒			税		
区分	酒類等	· 製造者		者 売業者	非 免	許者	言	+
要	外	件		件	外	件	外	件
履「前年度からの繰越履行未済	_	_	_	_	_	_	_	-
行通 告 処 分	_	_	_	_	_	_	_	_
行 通 告 処 分 件 計 数	_	_	_	_	_	_	_	_
履 行 等 通告 後 公 訴 権 消 滅 曲 曲 音 後 公 訴 権 消 滅 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	_	_	_	_	_	_	_	_
行 等 通 告 後 公 訴 権 消滅 告 履 行	_	_	_	_	_	_	_	-
一	_	-	_	_	_	_	_	-
数し計	_	_	_	_	_	_	_	_
本年度末履行未済件数	_	_	_	_	_	_	_	_
		千円		千円		千円		千円
通告履行罰科金相当額	_	_	ı	_	_	_	_	-

		7 µ	泪	1	口	厄		税			た	
区分	ほ	脱	犯	秩	序	犯		計		ほ	脱	犯
要 履{前年度からの繰越履行未済 行{通 告 処 分 件{ 計 数			件 - - -			件 - - -			件 - - -			件 - - -
履 行 通告不履行による告発 通告後公訴権消滅 通告履行 数 計			- - -			- - -			- - -			- - -
本年度末履行未済件数 通告履行罰科金相当額			- 千円			- 千円			- 千円			- 千円

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

⁽注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者 以外の者及び行為者を示す。 2 税関分は含まない。 用語の説明 不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

	揮		発		油	利	Ź		7	石	剂	1	ガ		ス	利	Ź
ほ	脱	犯	秩	序	犯		計	Vã	Į,	脱	犯	秩	序	犯		計	
		件			件		华	1			件			件			件
		_			-		_				_			_			_
		_			-		_				-			_			_
		_			-		_				_			_			_
		_			-		_				_			_			_
		_			-		_				-			_			_
		_			-		_				-			_			_
		_			-		_				-			_			_
		_			-		_				_			_			_
		千円			千円		千円]			千円			千円			千円
		_			-		_				-			-			_

ばこ	税		
秩 序 犯	計	合	計
件		外	件
_	_	_	-
_	_	_	_
_	_	_	_
			件 - - -
_	_	_	_
_	_	_	_
_	_	_	_
_	_	_	_
_	_	_	- - - - -
千円	千円		千円
_	_	_	_

(3) 酒税の違反行為別検挙件数等

						免				i	許			
区		分	酒	類	製 造	者	酒長	1, 1, 7	み 製 i			類 卸	売業	き 者
		•	件数	犯則		税額	件数			 税額	件数	犯則	数量	税額
			件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円
第	54	条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第	55	条 条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第56条			_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-
第56条	第1	項第2号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第56条	第1	項第3号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第56条	第1	項第4号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		項第5号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		項第6号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		項第7号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第	58	条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第	59	条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第	60	条 条	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-
合		計	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
犯則者が	判明	しないもの	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	-

- (注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税について、違反行為の該当条項別に示した ものである。 (4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数

揮	発	油	þ	税	石	油	石	炭	税	7	i 淮	ブ	ブ ス	税	た	ľ	ば	Ĺ	税
該	当身	長項	頁	件数	該	当	条	項	件数	該	当	条	項	件数	該	当	条	項	件数
				件					件					件					件
第27条	第15	頁第1	1号	_	第24	条第	1項第	第1号	_	第28	3条第	1項	第1号	_	第28	条第	1項	第1号	_
第27条	第15	頁第2	2号	_	第24	条第:	1項第	第2号	_	第28	3条第	1項	第2号	_	第28	条第	1項	第2号	_
第 28	条第	第 1	号	_	第 2	5 条	第	1 号	_	第	29 条	第	1 号	_	第 2	9条	第	1 号	_
第 28	条第	第 2 ·	号	_	第 2	5 条	第	2 号	_	第	29 条	第	2 号	_	第 2	9条	第	2 号	_
第 28	条第	育 3	号	_	第 2	6条	第	1 号	_	第	29 条	第	3 号	_	第 3	0条	第	1 号	_
第 29	条第	第 1	号	_	第 2	6条	第	2 号	_	第	30 条	第	1 号	_	第 3	0条	第	2 号	_
第 29	条第	第 2 ·	号	_	第 2	6条	第	3 号	_	第	30 条	第	2 号	_	第 3	0条	第	3 号	_
第 29	条第	育 3	号	_	第 2	6条	第	4 号	_	第	30 条	第	3 号	_	第 3	0条	第	4 号	_
第 29	条第	肖 4	号	_						第	30 条	第	4 号	_					
合		Ī	†	_	싐			計	_	合			計	_	伯			計	_

	14 TY	Ľн	Just 1	r).Z
電源開発促	進 柷	Ħ1	紙	況
該当条項	件数	該当	条 項	件数
	件			件
第 13 条 第 1 項	_	第22条第	1項第1号	_
第 14 条 第 1 号	_	第22条第	1項第2号	_
第 14 条 第 2 号	_	第 23	3 条	_
第 14 条 第 3 号	_	第 2	4 条	_
		第 25 条	第1号	_
		第 25 条	第 2 号	_
		第 25 条	第 3 号	_
		第 25 条		_
		第 26 条	第1号	_
		第 26 条	第 2 号	_
合 計	_	合	計	_

「(1)検挙及び処理の状況」のうち酒税以外について、違反行為の該当条項別に (注) 示したものである。

者					非	免	許	者		計			左の	計の	うち	密輸
	類小													類に		もの
件数	犯則	亅数	量	税額	件数	犯則	数量		件数	犯則	数 量	税額	件数	犯則	数量	税額
件		l	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円
_	_		-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	-		_	-	-	-	_	_	-	-	_	_	_	-	_	-
_	_		-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_
_	_		-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	-
_	-		_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	-		-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-
_	_		-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	-		-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-
_	-		-	-	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-
_	-		-	-	-	-	_	_	-	-	_	_	-	-	_	-
_	-		-	-	-	-	_	_	-	-	_	_	-	-	_	-
_	_		-	-	-	_	_	_	-	-	_	_	-	_	_	-
_	-		-	-	_	-	_	_	-	-	_	_	-	-	_	-
_	_		-	_	_	-	_	_	-	-	_	Ī	-	_		-

	第 22 第	第21条第1項第	第21条第1項第	•	該当条	たばこ特
		2号 -			項 件	別 稍
	- 第			件	数該	Ź
	5 15 条		5 14 条		当	取
	第 2 号	第 1 号	第 1 耳		条	引 所
	클 _	- -	頁 —	件	項 件数	税
	第 21 多第 21 多		第20条第		該当	航空
条第3号	系 第 1 号 系 第 2 号	第1項第2号	91項第1号		条 項	機燃料
_	_	_	_	件	件数	税
	第 15	第15条第	第15条第		該当	地方
	条 の 2	51項第2号	31項第1号		条 項	道路
	-	-	_	件	件数	税

24 税 理 士

税理士登録者数

区		分	弁 護 士	公 認 会計士	試 験 合格者	試 験 免除者	資 格 認 定者	税 税 代理士	特別試験 合格者	合 計
			人	人	人	人	人	人	人	人
平成	12	年度	7	160	1,092	500	16	14	1, 238	3,027
	13		7	155	1, 105	542	13	12	1, 180	3,014
	14		7	150	1, 116	583	11	10	1, 124	3,001
	15		6	151	1, 111	645	9	6	1,066	2, 994
	16		7	153	1, 120	705	7	6	994	2, 992

調査時点 用語の説明 平成17年3月31日

- 1 試験合格者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が試験合格による者をいう。
- 2 試験免除者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が免除による者をいう。
- 3 資格認定者とは、税理士法施行(昭和26年7月15日)の際、国又は地方公共団体 の職員である者で、税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の税理士試験 委員の認定を受けた者をいう。
- 4 税務代理士とは、税務代理士の許可を受けた者をいう。
- 5 特別試験合格者とは、一定の実務経験を有する者に対し行う特別の税理士試験に 合格した者をいう。